

2006.08.09：防災・危機対策調査特別委員会

「災害時における要援護者支援の現状と課題について」

池田友信委員

資料を請求させていただきましたので、それに関連して質問をさせていただきますが、資料3の中での自主防災組織の状況、これから要支援の対策をするためには地域が果たしてどういう状況になっているのかということ考えた場合に、やはり自主防災組織、その状況を今地域でどれだけの体制があるのかということを考えないといけないと思うんですが、この報告の中で自主防の組織状況というのは1,260とありますが、これは町内会の組織からいくと何%くらいなんですか。それからあと開催状況も含めて、それで割ればいいんでしょうけれども、現在ある町内の組織から見てどれだけの割合の人が組織をし、活動しているんですか。

予防課長

まず、町内会全体に対する組織率の件でございますが、約90%となっております。現在、町内会、市内は1,379ございます。そのうち1,260が4月1日現在で自主防災組織を結成していただいているということでございます。

池田友信委員

開催状況からいっては、何%ですか。

予防課長

開催の状況につきましては、ちょっと今全体の実施回数しかわかりませんので、どれだけの自主防災組織が開催しているかということにつきましては、ただいまお答えできませんので、後ほどお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

池田友信委員

簡単に言えば1,379ある、645で割れば全体の中での自主防訓練をやっているところはすぐパーセンテージ出ますね。逆だけだね。

予防課長

約50%というぐあいになります。

池田友信委員

半分しかやってないという状況の中で、我々考えなければならないのは、どれ

だけ地域の中で要支援の組織状況、会員のいろいろなそういう形の状況把握をされて対策をされる体制があるのかということは、その次の資料5の中で先ほども報告があったように、基本的な考え方はやはりベースは地域なんですよ。地域がまず自助と共助の体制を持たないといけないということ、確かにそうだと思いますが、そういう部分では後ほどこれは論議の中でやっていきたいと思いますが、報告の資料としては最後に一つだけ聞きたいことは、資料5の3、水害時の避難支援プランというのが一応これは作成しなければならないという形の受けとめで私はしてるんですけども、現在水害地域も含めてこういった水害時の避難支援という考え方の行政側から打ち出されたものは全く私はないと思うんですが、やるとしたらいつごろまでこれをつくる予定ですか。

健康福祉局総務課長

今回地域防災計画の見直しを今年度やってまいりますので、できれば来年度から、こうした水害時の際の避難支援プランの作成に向けた取り組みを始めていきたいというふうに考えております。

池田友信委員

ことしも台風の時期が来て、この水害地、今まであったところ、それから予想される場所も含めて、非常にその地域の中では水害対策をどうするかということに対する心配をし、今論議をされているところなんですけれども、そういう意味では19年と言わずにできるだけ早目に方向性を出して、こういうことを対応しますということのそういった姿勢を出さなければならないと思うんですが、現実にもう水害地域というのは限定されていますからね。限定されているんですから、その辺の地域と今までの中ではもうポートでみんな1軒1軒おにぎりを配って、救援体制を地域でやっているなんていう状況もあったんですからね。そういう状況を考えていくと、そういった反省が生きてないんですね。そういう意味では、ぜひ19年と言わず、できるだけ早目にこういう支援プランを打ち出すということをしないと、私は地域から行政が本当に当てにされない、あきれられるというか、そういう状況になってはまずいと思うので、ぜひその辺は早急に作成をしていただきたいということを書いて終わります。

委員長

よろしいでしょうか。それでは先ほどの池田委員の最初の資料請求についてはよろしいですか。今の回答でおわかりだということですのでよろしいでしょうか。

池田友信委員　　いいです。

池田友信委員

阿部先生、どうもいつも大変お世話になっています。

今のお話を聞いて感じますのは、一つ当局の方にも聞きたいのは、要支援者の登録状況というのは、現状わかれば、仙台市としてそういう申請されて登録されている数は現在公式的に何ぼあるということがわかれば教えていただきたいというのが一つと。それだけまず最初に聞かせていただけますか。

健康福祉局総務課長

障害者の方の災害時における要支援者登録制度でございますが、本年の7月末現在で402名の方に登録をいただいているという状況でございます。

池田友信委員

地域はわかりますか。

健康福祉局総務課長

区ごとに集計をしております、青葉区で109名、宮城野区で85名、若林区で51名、太白区で66名、泉区で91名という内訳になってございます。

池田友信委員

それはごく一部だと思いますね。先ほど阿部先生の方からも話があったように、障害者の方々もその状況なり、障害状況とか、地域になかなか話したがない。我々、私も町内会長をやっていますけれども、状況把握するのが非常に難しいものなんです。今うちの町内の方としては2年に1回調査を、災害のための調査をしているんですけれども、それでもそういう部分は伏せて出されてきますから、なかなか地域としてもわからない状況にあるんです。したがって、今後のこういう要支援の対策を災害の中でどうするかということは、お互いにやっぱりそれを理解するというをしないとできないし、やっぱり一応理想的には地域で障害者も健常者も一緒に避難するときは一緒になってやると、助け合うということをしないと、やっぱり要支援者の避難センター、福祉センターとか避難所というのはつくればいいんですけれども、そんなに数多くできるわけないですから、できれば避難所の中でお互いにそういうものが助け合ったり支援したりという形の避難場所と、地域の中でそういうことができるようなことを目指していく方向に、お互いに理解し合う、努力するというにしないといけないと思うんですね。ですから、そういう部分で障害者自身ももっと地域に出なきゃならない部分があると思うんですね。我々無理くり出すわけ

にもいきませんし、そういうお互いの努力姿勢が今のところ非常に地域では悩みながらやっていますね。したがって、それが一つありますが。

もう一つには、障害者とかなんか以前に、町内自身が避難体制とか防災の中でのそういう地域の町内を把握をし、そして指揮して参加してという、そういう体制になるまでの町内の体制のレベルが、いろいろ段階ありますよ。ましてや町内の役員になりたくないなんていう時代ですから、そういう部分で行政側としてはこういうときだけ町内が頼りですよじゃなくて、いかにして町内を育てるかという環境、あるいはその対策を打ってないと、いざというときなんかはこれはもうとてもじゃないけれども、要支援どころか町内の中でのそういう災害対応なんていうのがしっちゃかめっちゃかという状況になっていかざるを得ない部分が、問題はありますね。いかにして町内会を育成していくか、こういうことが課題だなと思って。

三つ目に先ほど言ったトイレの件なんですけれども、これは当局の方にも聞かなきゃならないですが、やはり神戸の中での一番避難先でおかしくなって健康を害してというのは、やっぱりトイレなんですね。トイレが並ぶから水を控えて、水を控えることによって血液の濃度が高くなって、症候群になって、そして脳梗塞とか心筋梗塞とかというのがなっているという状況があるんですが、仮設トイレについてはやはりできるだけ多く設置できる可能性を、決めたら設置するという方向を、今の行政の中でのいろいろな制限を超えてやっていく必要があるのではないかというふうに私は感じているんです。現に仮設トイレを例えば公園のところに設置するというのは、世田谷あたりでもつくっているんですが、現状それを使った状況はまだ実績がないんですね。実績がないんですけれども、もう公園に要するに汚水管のところに近いところに、公園のところに仮設トイレを設置しておく。そして、ふたを開けて使用ができるような設備だけもう事前設置するというふうにすると、相当広いところに仮設トイレが埋設されると思うんですけれどもね。そういうことが当局として、実際にやろうとすると、これは消防でやれるわけではないんですね。消防がまずそういう必要性をいかにして打ち出すかということをしなないとできないし、具体的にじゃあどこでやるかということになると、建設局なのか、健康福祉局なのか、設置管理者はどこなのかということが、これまた行政が縦割りの難しさがあるんですけれども、そういうことを総体的に判断していく、行政側のやっぱり指導をしないとイケないのではないかなと思っていますね。仮設トイレは今例えば避難場所の学校だけにふやすというわけにもいかない部分がありますが、地域の中でそれを分散してやれるような状況に、いかにして縦割り行政を超えてやっていくか。最終的には、これは当局側にもお伺いしますが、そういう場合は公園で仮設トイレを設置した場合、設置する場合ですね、どこの所管になってや

っていくという形に判断をされるんですか。

遠藤建設局次長

公園の中への例えばマンホールトイレのような設置でございますけれども、これについては基本的には災害用とかとなった場合については、公園管理者の専用許可を得て、下水道サイドで設置することになると思います。

環境局次長

今現在、先ほどお話しありました避難所としての市立小中学校に5台ずつ、合計960台の仮設トイレを設置しておりまして、先ほど申し上げました5台のうち1台につきましては、身体障害者の皆さんに対応できるような広いトイレとなっております。今現在の状況としては以上でございます。

池田友信委員

今言われた学校の5台というのは、この間も防災訓練のとき見ましたけれども、ややしばらく建設するのに建てるのに時間がかかって、がちりしたいトイレなんだけれども、内容は1台100人分はできるという状況なもんですけれども、5台つくっても、一斉に食事どき終わってからトイレに行きたいと思ったら5人しかできないですね。5人を待つわけですよ。そこに何人避難するのによって、そこに5列縦隊の人がわっとできるという状況ですから、いやこんなにかかったのでは控えなければならないというような考えが、一般の避難の人の心理になっちゃうわけだね。だから、そういう意味では、インスタントの固形用のトイレもこのほかにつくられると思うんですけれども、先ほど公園に、これは学校ですけれども、やはり地域町内の公園に仮設トイレができるならば、それは学校でなくても地域の中でもやれるという状況が、これは前提は下水管なんか機能してないといけないことでしょうけれども、先ほど言ったように公園の方では建設することを一応許可するというか、そして下水の方でつくるといことなんですけれども、この環境と健康福祉的な側面から見ると、これは全然かわりは余りないんですかね。要は下水道局が、必要性はどこから出るんですか。下水の方からその必要性が、発想とか考え方をまず出す、公園の方は許可でしょう。許可ですけれども、公園に仮設トイレが必要だと、ぜひひとつこれは施行しなければならないという、その発想の局はどこなんですか。

遠藤建設局次長

公園管理者につきましては具体的には環境局、それから消防局、それから私ど

も下水サイドで協議しながら整理していかなければいけないと、そんなふうに考えています。ただ、委員おっしゃられますように、地区ごとにそういう仮設トイレをつくっていくことになると物すごい費用負担になります。それで下水道事業でやる場合ですと、これは汚水事業なので料金にはね返る可能性も大変大きくなります。そういった意味でやっぱり大きい政令市なんかも数的にはそんなに設置数は多くないんですね。神戸なんかも60個ぐらいと聞いていますし。ですから、こまめに設置するとなると莫大な費用がかかることになります。ただ、最終的にどこにどういうふうに考えていくかというのは、これから消防と環境と私どもで整理していきたいと、そんなふうに考えています。

池田友信委員

では、仮設トイレの件はいろいろ考え方があると思いますし、それについていろいろ質疑したいと思いますが、阿部先生の方についてはぜひひとつ、そういう部分で我々その地域の中で町内会としてやっていく中では、一番一般の人でさえプライバシーの問題で出す出さないで結構論争して、今回うちの方では防災だけの状況把握ということで住民の方々の家庭調査に入ったんですけれども、その中でも障害者の方の問題をいかにして把握して共有するかということになると、両方歩み寄りをしないとできないことですからね。その辺ひとつぜひいろいろな意味で御検討いただきたいと。機会があったら我々も協力していきたいと思います。よろしくお願いします。

池田友信委員

いろいろお話を聞いていますと、実態とこれから行政とのいかにかみ合わせるかということが非常に難しいという部分は、ますます感じているわけですが、例えば事例を申し上げますと、うちの町内も私会長をやっていますが、防災訓練がなかなかできないんですね。計画すると、そこは避けてくれ、こっちにしてくれ、10月というとなら10月はだめです、こっちです。要するに消防の方でも対応がそろそろしにくくなってきたんですね。それは考えなければならぬと思うんですよ。地域で出してきた計画が、消防の都合でこっちではまずいのでこっちにしてくれ、結果的には前倒しになってきてるんですよ、今回。それが一つあります。

それから、実際に今、要援護者の実態もつかめないという状況の中で、問題はつかむだけの問題でなくて、災害のときに、じゃあ町内で地震が発生した、火災も発生したというような状況になって、そういう人たちがどこに避難してどうなっているのかというの、我々町内会として把握しなければならないわけですよ。自宅におられる方、集会所に行った方、集会所で満杯になって学校

に行った方、それぞれの中で今度病院に行っちゃったと。それで行政側は、はい、おたくの町内で何物資が必要で、何の救援が必要なのかという報告もしなければならぬ。情報も出さなければならぬ。把握をされる。しかし、そのフォームというのはどんなフォームがあるんですか。ないんですよ、これ。ですから、我々町内が独自にそれぞれの班ごとから始まって、集会所に何人、自宅に何人、けが人何人、その中でどういう人がいて、何人あるかという報告の訓練をしてるんですよ、今。これで4年やってるんですけどもね。四、五年やってるんですが、まず一つはそういう情報の実態の把握もさることながら、災害になったときにそういうそれぞれの避難のところに行った場合のそういう把握と対策というの。そして、それぞれ今度町内から役員の世話人を派遣しなければならぬですね。学校に。おたくの方から町内で避難した人に。だれがセンターで、だれが指揮者になっているんですか。これを出さなければならぬ。ですから、消防の方では、ぜひ災害の発生の状況をいかにして早く把握をして、規模の状況を把握をして、対策状況といろいろな意味の支援体制をするにはどうしたらいいかということの情報を把握するフォームを、これちゃんときちんとわかりやすいものをつくらなきゃだめです。今そういうフォームないでしょう。ですから、それをまず一つつくるということと。

今回は委員長の方でいろいろな計らいで、災害時の要支援者の避難支援のガイドラインというのを国で出すから、その際に地方自治体の方からそれぞれで国の方で折り込ませるものは折り込むような要望を出さなければならぬですね。これは決めなければならぬです。そうすると、仙台市としてどういう人たちには支援をするという、支援の範囲というのが決まっていけないわけですね。これ行政で決めるんじゃないでしょうか。どこまでの人を支援しましょうと。どこまで的人是自助努力、共助努力で対応してくださいと。こういう形の範囲をする。そして、この方々にはこういう支援をしますというのは、これは特別委員会の中で我々も意見出して決めなければならぬと思うんですけども、範囲を。あるいはやり方を。それを市の方で、行政側で財政を入れてやれるかどうかと。こういう検討に入って、じゃ仙台市ではこうしますと。こういう積み上げをしなければならぬんですが、今はその基礎の始まるデータのところからいろいろ実態は違うよということを、さっきから意見出しているわけですが、そういうことを踏まえてぜひ考えてほしいのは、これからも、これは特別委員会で積み上げていきますけれども、範囲をどうするのか。その支援の仕方はどうするのか。そのための施設とか改善は何なのかという、そういう形でこれから特別委員会の中では掘り下げていくことが私は必要じゃないかなと思っていますが、現実には今地域はそういう形で悩んでいます。ましてや町内会がしっかりしているところだって、そういう形で悩んでいるんですから、まして

や役員になり手がなくなるとかということをやっているところ、これは推して知るべしですよ。

ですから、ぜひこれは消防だけで考えることでは決してできません。健康福祉局でも、じゃあ町内会というのはどういうふう育てて体制づくりをさせた方がいいのかということを考えないと、これは簡単な災害だけのための問題では解決できない、消防だけでは解決できない。その辺をちょっとひとつ、現実の状況はそういうことが難しさがありますよと。その辺は受ける例えば学校だって、そういうことを受けなければならないしね。教育局の方だって、それはもう無関心でいられませんか。夜間なんて先生方だれもいないんだから。全部地域で対応しなければならないんですから。じゃあその体制になっているのかと云ったら、かぎの状況だって使える状況になっていない部分がありますからね。その辺ちょっと検討課題という形で、皆さんでいい知恵を出していいものを積み上げないと、規模の大きさによって違いますけれども、想定は宮城県沖地震のことを考えたら、非常にやっぱりこれはみんなで知恵出してやらないとできないなと思ったんですが。できれば早急に集計フォームだけは、これは行政側として一つの統一フォームをつくって、各町内とその集計をする訓練に入らないと、ピンポイント式で把握するしかないですよ、現状は。町内会全部電話してと云ったって、電話もとれない状況ですからね。行ってどうなんですかとやるしかないでしょう。今の現状は。

委員長

池田委員、今のは御意見として伺ってよろしいでしょうか。

池田友信委員

はい。